第 39 回全国健康福祉祭東京大会運営専門部会設置要綱

8 ス文事スね第 66 号
令和 8 年 8 月 20 日

（目的）

第 1 条　公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）は、第 39 回全国康福祉祭東京大会（以下「大会」という。）の開催に向けて、専門委員による助言を踏まえ、大会の準備及び運営の検討を行うため、事業団スポーツコミッション TOKYO（以下「SCT」という。）内に、第 39 回全国健康福祉祭東京大会運営専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条　専門部会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

（1） 医事衛生の基本的な計画・推進に関すること。
（2） 警備防災の基本的な計画・推進に関すること。
（3） 宿泊の基本的な計画・推進に関すること。
（4） 輸送の基本的な計画・推進に関すること。
（5） 弁当の事業推進に関すること。
（6） 観光の事業推進に関すること。

（構成）

第 3 条　専門部会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2　専門部会に座長を置き、座長は SCT ねんりんピック推進室長の職にある者をもって充てる。

（委員の任期）

第 4 条　委員の任期は、委嘱の日から大会終了までとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、前条に掲げる委員が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3　委員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて委員を補充することができる。

（会議）

第 5 条　専門部会の会議は、座長が招集する。

2　座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

3　専門部会は非公開とする。

４　専門部会の資料及び議事録は、後日公開とする。ただし、大会に関する情報及び関係者等の秘密情報を取り扱うとき、又は座長が必要と認めるときは、この限りではない。

（事務局）

第６条　専門部会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局は、SCT ねんりんピック推進室とする。

（守秘義務）

第７条　別表に掲げる者及び第５条第２項の規定により会議に出席した者は、専門部会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第８条 この要綱で定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

（別表）専門部会名簿

職	専門分野	所属
委員	医療	公益社団法人 東京都医師会
	医療	公益社団法人 東京都看護協会
	輸送／警備	警視庁
	医療／防災	東京消防庁
	輸送	一般社団法人 東京バス協会
	輸送	一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
	輸送	関東鉄道協会
	輸送	東京都交通局
	宿泊	東京都ホテル旅館生活衛生同業組合
	観光	公益財団法人 東京観光財団
	観光	一般社団法人 東京都旅行業協会
	弁当	一般社団法人 東京都食品衛生協会
	弁当	公益社団法人 東京都栄養士会

座 長： 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
スポーツコミッション TOKYO　ねんりんピック推進室長

事務局：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
スポーツコミッション TOKYO　ねんりんピック推進室